

2026年6月

お客さま 各位

ENEOS Power 株式会社

蓄電池逆潮流特約契約約款の一部改定について

平素より「ENEOS太陽光買取サービス」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。この度、弊社は、2026年6月1日より、「蓄電池逆潮流特約契約約款」について下記のとおり改定いたしますので、ご案内いたします。

記

- ・「蓄電池逆潮流特約契約約款」新旧対照表（次頁の別紙ご参照）

改訂後の約款は当社公式ホームページよりご確認ください

ご不明点は、ENEOS太陽光買取カスタマーセンターまでお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

ENEOS太陽光買取カスタマーセンター

電話番号：0120-315-009

受付時間：午前9時～午後5時（第3日曜・年末年始を除く）

以上

蓄電池逆潮流特約 契約約款 の改定に関する新旧対照表

- 2026年6月1日実施の蓄電池逆潮流特約 契約約款の改定に係る主な変更点は、次のとおりです。
- 改定させていただく約款は、蓄電池逆潮流特約 契約約款（東京電力エリア）となります。

旧 約 款 (2026年2月3日実施) 蓄電池逆潮流特約 契約約款 (東京電力エリア)	新 約 款 (2026年6月1日実施) 蓄電池逆潮流特約 契約約款 (東京電力エリア)	対象エリア
4 契約の内容 (2) 当社は、国・地方自治体（経済産業省その他の官公庁および各年度の「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金」DR リソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業等の執行団体を含みます。）、電力広域的運営推進機関もしくは一般送配電事業者による要請に基づき、または電力の需給ひっ迫状況、需給調整市場等における調整力の調達状況、容量市場等が定める発動指令、お客様の電力需要状況その他の状況等を考慮して、当社の任意の判断に基づき、当社が任意で定める日付および時間帯に、本件制御により、蓄電池の充放電および待機運転等の動作を遠隔で設定することがあります。また、このとき、蓄電池から電力系統へ電力を逆潮流放電させることがあります。	4 契約の内容 (2) 当社は、国・地方自治体（経済産業省やその他の官公庁を含む）の補助金要件に伴う制御要請、電力広域的運営推進機関もしくは一般送配電事業者による要請、電力の需給ひっ迫状況（下げDR）、再エネ出力制御対策時（上げDR）、需給調整市場等における調整力の調達状況、容量市場等が定める発動指令、お客様の電力需要状況その他の状況等を考慮して、当社の任意の判断に基づき、当社が任意で定める日付および時間帯に、本件制御により、蓄電池の充放電および待機運転等の動作を遠隔で設定することがあります。また、このとき、蓄電池から電力系統へ電力を逆潮流放電させることがあります。	東京電力エリア

以 上